

第 1 回

**八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町
合 併 検 討 協 議 会**

会 議 録

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併検討協議会

会 議 録

会議の名称	八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併検討協議会		
開催日時	平成15年5月15日(木) 開会：午後2時00分 閉会：16時32分		
開催場所	八日市市 八日市商工会議所		
議長氏名	中村功一		
出席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり		
欠席者氏名	川瀬重雄 川副清厚 植田善夫		
会 議 事 項	1 協議	2 会議結果	
	協議第 1号	八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併検討協議会会議運営規程について	原案可決
	協議第 2号	八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併検討協議会会議運営申し合わせ事項について	原案可決
	協議第 3号	八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併検討協議会傍聴規程について	原案可決
	協議第 4号	八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併検討協議会小委員会規程について	原案可決
	協議第 5号	八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併検討協議会報酬及び費用弁償に関する規程について	原案可決
	協議第 6号	平成15年度八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併検討協議会事業計画について	原案可決
	協議第 7号	平成15年度八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併検討協議会予算について	原案可決
	協議第 8号	新市まちづくり計画策定方針について	原案可決
	協議第 9号	八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併検討協議会新市まちづくり計画策定委員会規程について	原案可決
	協議第 10号	新市まちづくり計画に係る住民アンケートの実施について	原案可決
	2 提案		
	協議第 11号	合併の方式について	提案説明
	協議第 12号	合併の期日について	提案説明
協議第 13号	新市の名称について	提案説明	
会議の経過	別添のとおり		

会議資料	別添資料あり
会議録の確定	
確定年月日	署名押印
平成15年5月23日	署名委員 松下修治印 市田重太郎印

出席者名簿

協 議 会				幹 事 会 ・ 事 務 局			
役職	氏 名	種 別	出欠等	役職	氏 名	職 名	出欠等
会長	中 村 功 一	八 日 市 市 長		幹 事	海 外 友 之 進	八 日 市 市 助 役	
副会長	久 田 元 一 郎	永 源 寺 町 長			奥 善 夫	八 日 市 市 収 入 役	
副会長	前 田 清 子	五 個 荘 町 長			森 野 才 治	八 日 市 市 企 画 部 長	
副会長	権 並 清	愛 東 町 長			池 田 晋	永 源 寺 町 助 役	
副会長	宮 部 庄 七	湖 東 町 長			白 木 駒 治	永 源 寺 町 町 収 入 役	
委 員	松 下 修 治	議 会 推 薦			川 戸 善 男	永 源 寺 町 総 務 課 長	
	高 村 与 吉	議 会 推 薦			持 田 長 三 郎	五 個 荘 町 助 役	
	吉 澤 克 美	議 会 推 薦			北 川 純 一	五 個 荘 町 総 務 主 監	
	高 橋 辰 次 郎	議 会 推 薦			奥 善 一	愛 東 町 助 役	
	杉 山 忠 蔵	議 会 推 薦			鯨 江 茂 信	愛 東 町 収 入 役	
	西 村 實	議 会 推 薦			吉 岡 登	愛 東 町 合 併 推 進 室 長	
	密 谷 要 一 郎	議 会 推 薦			野 村 新 太 郎	湖 東 町 助 役	
	植 田 茂 太 郎	議 会 推 薦			上 野 清 司	湖 東 町 収 入 役	
	小 嶋 柳 太 郎	議 会 推 薦			高 野 治 幸	湖 東 町 企 画 財 政 課 長	
	西 澤 英 治	議 会 代 表			事 務 局	中 嶋 喜 代 志	事 務 局 長
	織 田 直 文	学 識 経 験 者		小 梶 隆 司		総 務 班 主 幹	
	西 田 弘	学 識 経 験 者		北 村 定 男		調 整 班 主 幹	
	梶 森 幸 子	学 識 経 験 者					
	武 久 健 三	学 識 経 験 者		出 席 × 欠 席			
	田 中 敏 彦	学 識 経 験 者					
	山 田 儀 左 衛 門	学 識 経 験 者					
	飯 尾 文 右 衛 門	学 識 経 験 者					
	市 田 重 太 郎	学 識 経 験 者					
	小 西 龍 二	学 識 経 験 者					
	足 出 み 糸 子	学 識 経 験 者					
	足 立 進	学 識 経 験 者					
	辻 裕 子	学 識 経 験 者					
	平 居 貞 夫	学 識 経 験 者					
	三 輪 高 裕	学 識 経 験 者					
	上 川 裕 子	学 識 経 験 者					
	川 瀬 重 雄	学 識 経 験 者	×				
川 副 清 厚	学 識 経 験 者	×					
清 水 雅 晴	学 識 経 験 者						
植 田 善 夫	学 識 経 験 者	×					
清 水 重 一	学 識 経 験 者						
野 村 一	学 識 経 験 者						
廣 田 綾 子	学 識 経 験 者						

第1回 八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併検討協議会 会議録目次

項 目	会 議 事 件 名	頁 数
【報 告】	開会	1
	あいさつ	1～4
	委嘱状交付	5
	委員自己紹介	5～7
	織田委員のお話	7～11
	(1) 八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町 合併検討協議会設立までの経過報告	11～13
	(2) 八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町 合併検討協議会規約について	13～14
	(3) 八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町 合併検討協議会役員について	14
	(4) 八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町 合併検討協議会協定項目及び協議日程について	14～15
	(5) 八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町 合併検討協議会事務局職員名簿について	15
【協議事項】	会議録署名委員の指名	16
	協議第1号 八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併検 討協議会会議運営規程について	16～17
	協議第2号 八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併検 討協議会会議運営申し合わせ事項について	17
	協議第3号 八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併検 討協議会会議傍聴規程について	17～18
	協議第4号 八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併検 討協議会小委員会規程について	18
	協議第5号 八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併検 討協議会報酬及び費用弁償に関する規程について	18～19
	協議第6号 平成15年度八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・ 湖東町合併検討協議会事業計画について	19～20
	協議第7号 平成15年度八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・ 湖東町合併検討協議会予算について	20～21
	協議第8号 新市まちづくり計画策定方針について	21～22

協議第 9 号	八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併検討協議会新市まちづくり計画策定委員会規程について	22 ~ 23
協議第 10 号	新市まちづくり計画に係る住民アンケートの実施について	23 ~ 24
【報告事項】		
報告第 1 号	八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併検討協議会幹事会規程について	24 ~ 25
報告第 2 号	八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併検討協議会専門部会規程について	25
報告第 3 号	八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併検討協議会事務局規程について	25 ~ 26
報告第 4 号	八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併検討協議会会計事務規程について	26
報告第 5 号	八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併検討協議会会議資料の閲覧要領について	26
【提案事項】		
協議第 11 号	合併の方式について	27 ~ 28
協議第 12 号	合併の期日について	28 ~ 29
協議第 13 号	新市の名称について	29 ~ 30
	会長あいさつ	31
	閉会	31

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
司会 (小梶隆司)	<p>こんにちは。本日は公私ご多用の中ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。開会させていただきます前に、事務局から委員の皆さまにお願いおよび諸般の連絡事項等を申し上げたいと思います。</p> <p>まず第1点目、協議会の傍聴の件でございます。傍聴に関しましては、本日の議題の1つとして後ほど傍聴規程についてご協議をお願いし、その規程に従いまして傍聴していただくこととなっております。その傍聴規程が決まりますまでの間は、お手元にお配りしております事務局で作成させていただきました黄色いチラシによりまして、協議会の冒頭から傍聴していただいておりますので、その点をご了解いただきたいと思います。</p> <p>なお、傍聴者の皆さまには、『傍聴のお願い』を遵守いただきますよう、お願い申し上げます。</p> <p>また、本日の傍聴者の定員でございますが、毎回会場の規模等により異なりますが、本日は70名となっております。</p> <p>第2点目、委員の方々からの発言の関係でございます。先の事前説明などでもお願いいたしておりましたが、会議録作成などの関係上、手を挙げていただき議長の許可を貰っていただいた上で、お名前をおっしゃっていただき、お手元のマイクで発言をお願いしたいと思います。</p> <p>なお、会場の設営あるいは会議の進行方法等の関係で、少々緊張される様な固い雰囲気でございますが、気楽にどしどしご発言いただければと思います。</p> <p>第3点目でございますが、本日ご欠席のご連絡をいただいておりますのは、川瀬重雄委員、川副清厚委員、植田善夫委員、以上3名の方でございます。</p> <p>最後に、会場のマナーとしまして、携帯電話につきましては電源を切っていただくか、あるいはマナーモードで対応をお願い申し上げます。</p> <p>以上の点につきまして、よろしく願いいたします。</p> <p>なお、私は本日の進行を務めさせていただきます協議会事務局の小梶と申します。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、ただいまから第1回八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併検討協議会を開催させていただきます。</p> <p>開会にあたりまして、1市4町の各市町長から、それぞれごあいさつを申し上げます。</p> <p>まず初めに、八日市市長 中村功一がごあいさつ申し上げます。</p>

<p>八日市市長 (中村功一)</p>	<p>第1回八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併検討協議会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。</p> <p>本日、永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町さんとともに、新しいまちづくりの第一歩の協議を始められることを、大変嬉しく思っております。また、その責任の重さを痛感しているというのが、現在の私の率直な気持ちであります。</p> <p>市町村合併につきましては、全国各地で協議が進められております。今年の4月にも多くの新しい市が誕生いたしました。八日市市として協議を始めました平成12年ではありますが、今日まで約3年半、多くの方々と協議させていただき、お話を聞かせていただきました。そして、多くのことを経験させていただきました。そういった中で、合併協議とは実に難しいものだというのが率直な感想であります。</p> <p>しかしながら、地方分権時代の21世紀のまちづくりを考え、そして、子どもたちにより住みよいふるさとを引き継いでいくためには、市町村合併は避けて通れない大変重要な課題であると認識いたしております。何としても平成17年3月末の合併特例法期限内にこの合併を成就させなければならないと、強く考えております。</p> <p>今回の合併協議に際しましては、今日までの経験を踏まえながら、お互いのまちを思いやり、それぞれのまちの歴史や文化を大切にしながら、お互いが共通する新しいまちづくりのビジョンを持って、また、住民の皆さんのご意見を十分お聞きしながら取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>最後になりましたが、委員をお願いいたしました皆さまには、何かとご多忙の中をご出席いただいております。厚く御礼を申し上げますと存じます。地域の将来に関わる大きな事業に、長時間関わっていただくこととなります。今後何かとご苦勞をおかけいたしますけれども、どうぞよろしくお願いを申し上げます。簡単でございますが、ごあいさつに代えさせていただきます。</p>
<p>司会</p>	<p>続きまして、永源寺町長 久田元一郎がごあいさつ申し上げます。</p>
<p>永源寺町長 (久田元一郎)</p>	<p>このたびの合併協議会に加えていただくことができまして、大変嬉しく存じているところでございます。合併協議につきましては、皆さんとともに約2年間勉強してまいったところでございますが、住民説明等を先般来重ねてまいりまして、その2年間に勝る合併への思いが町民の中に芽生えていることを実感してまいりました。今後はこの枠組みの中で、皆さんのご指導をいただきながら、よりより市づくりに邁進していきたいと存じますので、どうぞよろしくお願いをいたします。</p>
<p>司会</p>	<p>続きまして、五個荘町長 前田清子がごあいさつ申し上げます。</p>

<p>五個荘町長 (前田清子)</p>	<p>本日は、八日市市・永源寺町・愛東町・湖東町、そして五個荘町の合併検討協議会開催にあたり、皆さま方には公私ご多用のところご出席賜り、高席からではございますが、衷心より厚くお礼申し上げます。特に本日、各市町の学識経験者の皆さま、そして各議会代表としてご出席賜りました皆さま方には、大変ご多用の中をご参会いただき、厚くお礼申し上げます。</p> <p>五個荘町は、周囲4km四方の、面積的には小さなまちであります。近江商人の発祥の地であり、先人の培われた歴史・文化を大切にしながら、まちづくりを行ってまいりました。今後この1市4町での新しい枠組みで、将来のまちづくりについて、皆さまのご協力のもと協議を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。</p> <p>簡単ではありますが、第1回の合併検討協議会にあたりまして、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。</p>
<p>司会</p>	<p>引き続きまして、愛東町長 権並 清がごあいさつ申し上げます。</p>
<p>愛東町長 (権並 清)</p>	<p>委員の皆様方には、非常にお忙しい中この合併の協議会にご参画いただき、心より御礼を申し上げる次第でございます。</p> <p>明治の廃藩置県以来、行政区画というものは、1つの川というものを境として設定されております。川と申しますのは、実は川筋の文化というものを共有いたしております。まちづくりと言いますものは、お互い共有できる者同士がまずまちづくりをしていく、こういうことが一番基本ではないかと考えております。</p> <p>愛東町におきましても、愛知川という川がございます。そして、八日市市といろいろな交流がございます。生活基盤もいろいろなものを共有しながら現在に至っているわけでございます。しかしながら、この愛知川の川というもので1つの行政区画がずっとなされております。</p> <p>昭和30年前後の合併におきましても、愛東町は八日市と合併したいという町民の願いがあったわけでございますが、現在のようにフリーなトーキングができなくて、行政区画の中で合併をしなければならぬということで、愛東町は角井村・西小椋村という2つの村が合併いたしました。</p> <p>昭和50年代におきましても、私どもの区長会が、行政区画変更を当時の武村知事にも申し上げてきた経緯もございます。</p> <p>今回の合併にあたりましては、本当に、先ほど申しました共有できるもの同士がまちづくりをやっていきたい。八日市にないものが愛東町にある、それはそれなりにお互いに共有しながらやっていこうということが町民の願いでございました。そのようなことで、いち早く八日市を中心としたまちづくりに、一環として愛東町が参画を望んで現</p>

<p>司会</p>	<p>在に至ったようなことでございます。</p> <p>何といたしましても、新しいまちづくりは、自然環境、あるいは文化・教育、医療・福祉、そういう共通概念が持てる人たちで一つのまちづくりを進めていかなければならないということが私どもの真実の願いでございますので、この合併は何としても、委員の皆さん方のいろいろなご意見をいただきながら、立派に完成していかなければならないと願っております。どうぞひとつその点ご理解いただきまして、貴重なご意見をいただきますようお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。</p>
<p>湖東町長 (宮部庄七)</p>	<p>最後に、湖東町長 宮部庄七がごあいさつ申し上げます。</p> <p>湖東町の宮部でございます。本日、東近江1市4町の合併検討協議会を設立ができ、また第1回目の協議会が開催できますことを、大変嬉しく思っております。八日市方面での合併を進めてきました私としては、本当に来る時が来たな、という思いでいっぱいでございます。</p> <p>湖東町は、これまで生活圏は八日市でありながら、行政圏は彦根でございました。今日まで先人が行政圏の見直しを求めてきた経緯がございます。このような中で、今回の平成の市町村合併は、今後の行政運営、あるいは20年また30年先のまちづくりを考えた時に、やはり避けて通れない問題であると思っております。日常生活圏を共有する皆さんとともに合併協議を始められることは、本当に私といたしましても積年の思いでもあり、大変意義深いものであると考えているところでございます。</p> <p>これから始まりますこの合併協議とは、この地域の将来のまちづくりを皆さんとともに考え、この地域に住む住民の方々をより良い方向へと導いていくことだというふうに思っております。これから協議を進めていくうえにおきましては、いろいろな調整あるいは課題などにも突き当たることと思えますけれども、皆さんと力を合わせ、また新しいまちづくりをするのだという共通の思いを持って、お互いに協力し合いながら解決していきたいと思っております。</p> <p>1市4町の将来を展望した魅力あるまちづくりは、この協議会で決まるわけであります。そのためにも、皆さんとともに前向きな協議を進めていきたいと存じておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます、簡単ではありますが、あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。</p>
<p>司会</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>なお、この協議会の役員につきましては、この後の議題の中にあります報告の中で、改めてご報告申し上げる予定でございますが、ここで、役員につきまして簡単に事前にご紹介させていただきます。</p>

<p>司会</p> <p>織田直文委員 (京都橘女子大学 文化政策学部教 授)</p> <p>西田 弘委員 (滋賀県東近江地 域振興局長)</p> <p>松下修治委員 (八日市市)</p> <p>武久健三委員 (八日市市)</p> <p>高村与吉委員 (八日市市)</p>	<p>役員につきましては、1市4町の市町長の協議によりまして、会長には中村八日市市長、副会長には久田永源寺町長、前田五個荘町長、権並愛東町長、宮部湖東町長、以上のとおり決定していただいております。どうかよろしくお願い申し上げます。</p> <p>引き続きまして、この合併検討協議会の委員をお引き受けいただきました皆さま方に対して、委嘱状の交付をさせていただきたいと存じます。なお、全員の皆さまにそれぞれ交付させていただきますのが本意ではございますが、本日のレジュメを見ていただきますとわかりますように、非常に盛りだくさんの内容でございます。時間の関係上、誠に申し訳ございませんが、代表1名の方に会長から交付させていただきたいと思っております。他の委員の皆さまには、後ほどお配りさせていただきますので、どうかご了承賜りたいと思っております。</p> <p>それでは、代表いたしまして廣田綾子委員に交付させていただきます。廣田委員、前へお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(委嘱状交付)</p> <p>引き続きまして、委員の皆様の紹介を、自己紹介によりましてお願いいたしたいと存じます。</p> <p>恐れ入りますが、織田委員から始めていただきまして、後ろの席の委員の方、そしてまた前の席の委員の方というように、前・後ろ交互にご紹介をそれぞれお願いしたいと思います。</p> <p>京都橘女子大学教授の織田と申します。</p> <p>滋賀県をフィールドにまちづくりを勉強して、23年になります。八日市市の滋賀文化短期大学に9年間ほど通っておりました。東近江地域全般についてさまざまなまちづくりの研究を進めてまいりましたので、今一番大きなテーマである合併問題についても、お役に立つようがんばってまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>この4月に東近江地域振興局長になりました西田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>八日市市議会議長の松下です。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>八日市市の武久健三でございます。どうぞよろしく。</p> <p>八日市市議会の合併検討特別委員会委員長の高村です。どうぞよろしく申し上げます。</p>
--	---

田中敏彦委員 (八日市市)	八日市市の田中敏彦です。どうぞよろしくお願ひします。
梶森幸子委員 (八日市市)	八日市市の梶森幸子でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
山田儀左衛門委員 (八日市市)	八日市市の山田儀左衛門と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。
吉澤克美委員 (永源寺町)	永源寺町の吉澤克美でございます。どうぞよろしくお願ひします。
飯尾文右衛門委員 (永源寺町)	永源寺町の飯尾文右衛門です。どうぞよろしくお願ひいたします。
高橋辰次郎委員 (永源寺町)	永源寺町の高橋辰次郎です。どうぞよろしくお願ひします。
市田重太郎委員 (永源寺町)	永源寺町の市田重太郎でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
小西龍二委員 (永源寺町)	永源寺町の小西龍二でございます。どうかよろしくお願ひします。
疋出みゑ子委員 (永源寺町)	永源寺町の疋出みゑ子と申します。よろしくお願ひいたします。
杉山忠蔵委員 (五個荘町)	五個荘町の議会代表の杉山忠蔵でございます。よろしくお願ひいたします。
西村 實委員 (五個荘町)	同じく五個荘町議会代表の西村 實でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
足立 進委員 (五個荘町)	五個荘町の足立 進と申します。よろしくお願ひします。
辻 裕子委員 (五個荘町)	五個荘町の辻 裕子と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
平居貞夫委員 (五個荘町)	五個荘町の平居貞夫でございます。よろしくお願ひいたします。
三輪高裕委員 (五個荘町)	五個荘町の三輪高裕と申します。よろしくお願ひします。
密谷要一郎委員 (愛東町)	愛東町の議会の密谷要一郎と申します。どうぞよろしくお願ひします。
植田茂太郎委員 (愛東町)	愛東町の植田茂太郎でございます。どうぞよろしくお願ひします。

<p>清水雅晴委員 (愛東町) 上川裕子委員 (愛東町) 小嶋柳太郎委員 (湖東町)</p> <p>野村 一委員 (湖東町) 西澤英治委員 (湖東町) 廣田綾子委員 (湖東町) 清水重一委員 (湖東町)</p> <p>司会</p>	<p>愛東町の清水雅晴と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>愛東町の上川裕子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>湖東町議会の小嶋柳太郎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>湖東町の野村 一と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>湖東町議会の西澤英治です。どうかよろしくお願いいたします。</p> <p>湖東町の廣田綾子と申します。どうかよろしくお願いいたします。</p> <p>湖東町の清水重一でございます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>織田直文委員</p>	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>ただいまそれぞれ自己紹介をいただきました。特に織田委員につきましては、ご承知の方も多いと思いますが、地域計画あるいはまちづくりの分野におきまして、非常に専門家であります。今日まで数多くの自治体においてまちづくり計画の策定を手掛けられ、あるいは地域活動にもいろいろと参画・指導されておられます。</p> <p>また、最近ではNPO法人“ひと・まち政策研究所”を設立されるなど、大学の本業と併せまして、多方面においてご活躍されておられるわけです。以前から滋賀文化短期大学に在任されていた関係もございまして、今日まで私どもの地域におきましても、いろいろな分野や事業に大変お世話になり、この地域を熟知していただいております。</p> <p>一方では、合併が将来のまちづくりを考えるということから、県内では甲賀地域あるいは高島地域におきます合併協議会に参画され、合併に向けた協議や、合併後のまちづくりのノウハウも十分お持ちでございます。</p> <p>こうしたことから、少しお時間を頂戴いたしまして、今後の合併協議にあたりまして、織田委員から合併協議に向けたポイントや合併後のまちづくりの考え方などについて、少しお話をいただければと思います。織田委員、お願いできますでしょうか。</p> <p>改めて、今、過分な紹介をいただきました織田と申します。今日お見えの中には、本当にずいぶんまちづくりの方でお世話になった先輩方もたくさんおられますので、おこがましいのですが、ただ、時代は風雲急を告げておりまして、非常に緊迫した、というのは合併問題についてでありますけれども、そういう中で、及ばずながら少しでもお役に立てればということで、10分か、長くても15分までお</p>

	<p>時間をいただいております。お話をしたいと思っております。</p> <p>今、世の中は、非常に急ぐ面と、ファストフードに対してスローフードという言葉が非常に流行ってきています。もう一度ゆっくりゆっくり、物事を見たり考えたり、暮らしていくというスロー文化が見直されていますけれども、こと合併問題につきましては、悲しいかなと言うか、非常に悩ましいと言いますか、スローでは許されないという厳しさが現実にございます。</p> <p>これは理論的に言うよりも、私も今あちこちの県内の現場をつぶさに進行形で関わっておりますので、非常に厳しいものがあるということです。</p> <p>この時間内に3つ申し上げたいのですが、1つ目は、急がなければならない、スピード感と言いますか、だいたい市町村合併は、法定協議会が立ち上がって平均22ヶ月ぐらいと言われております。稀には、任意の段階から相当詰めておれば、法定協議会からそれだけでは要らない場合もあるでしょうけれども、22ヶ月というとはほぼ2年です。</p> <p>私も長らくまちづくりとか、特に住民参加であるとか、地域の総意であるとか、意思の反映とか、そういうことをこだわってまいりましたので、通常の一つの市町村でも、新しいまちづくりを計画するには3年ぐらいはかけてほしいと言っています。ですから、それが今、私はまだ書類を全部見ておりませんが、これから縷々説明があるかと思うのですが、向こう1年ぐらいの間に相当のものを詰めていくということになるのかなと見ております。</p> <p>22ヶ月というのは平均ですから、短すぎる、できないのではないかという心配はございません。私もまちづくりの計画をお手伝いしていて、2年かかるものが3ヶ月でできるということがざらにあります。やり方やいろいろな工夫によってはできるということではありますが、いずれにしても、急ぐ、スピード感を持たないといけないということを申し上げておきたいと思っております。</p> <p>法律の期限が少し延びるのではないかという話が巷であります、それは検討されていますし、若干何かの措置はあるかも知れませんが、それにしても、法期限内に少なくとも各市町の議決がないまま、ずるずるあと1～2年時間をくださいということには、私の見方ではないだろうと思っております。何ヶ月での調整でのぎりぎりのせめぎあいはあるにしても、これから恐らく事務局が示される作業スケジュールというのは相当きついものが出てくるだろうと見ているのですが、私が今強調していることを十分ご理解いただいて、限られた時間で申し上げますので、誤解は覚悟の上であえて申し上げますのは、そのところを何とか飲み込んでやっていただきたいと思うのが1つです。</p> <p>2つ目は、しかしながら、いいものをつくらなければならないということです。言い換えれば、協議会の仕事は大きく分けて2つです。</p>
--	---

新しい市の名前や合併の方式、あるいは市役所の場所、財産処分、期限はいつだという、たくさんの調整項目を詰めることが1つです。もう1つは、新市建設計画という、あたらしいまちになったらどんなまちづくりをするのかというビジョンを描かなければならないわけです。調整項目も、もちろん日々の大きなことから非常に具体的な生活に関わる事柄を決めなければならないので、確かにまちづくりとしては大きいのですが、新市のまちづくりをどうするのかという議論が大事だとずっと私は思っていました。そこに時間を取りたいものですから、できるだけ早くから枠組み問題は決めて、そしてよく練った方がいいですよとお勧めしていたのですが、なかなかこれは現実的には難しいところがあります。

今、順調にしている例えば甲賀、5町でやっています、昨年の秋からだいたい3ヶ月から4ヶ月ぐらいで、策定委員会で新市建設計画の案をつくりました。協議会の場で資料を付き合わせながらまちづくりを議論するということは、なかなかできません。ですから、そういう委員会、ここも恐らくそういう流れになると思うのですが、かなりゆとりを持っていたにも関わらず、やはり正味議論できるのは3ヶ月ぐらいです。そうしますと月2回・3回、日によっては、皆さん仕事を持っているわけですから、朝から晩まで合併のことを議論できませんから、寄るのは夜6時半から集まって、気がついたら雪がしんと降っていて、明け方まではいかないけれども12時を過ぎていた、というのはざらです。そうしてできたものを協議会にお出しし、議論し、今やっとオープンにして各町で議論しています。

策定委員会でつくったからこれでお終い、ここで議論したからこれでいいではないか、ということではないので、民主主義的にきちんと返すということも入れますと、精一杯、1番目には急ぐとか時間が限りがあるから早くしなければいけないという話をしておきながら、2番目には非常に矛盾する話をしますけれども、だからこそ非常に悩ましい、非常に苦しいけれども大事な仕事です。

できればここに早く至って、いい議論をしてほしいと思います。今日は時間の関係で、私自身がどんなまちになったらいいかという個人的な見解は置くとして、また別の機会にするとして、そういう議論のスタートを早く切っていただきたいと思います。

1番目と絡むのですが、いいものをつくらうというのは、アイデアとか、誰かがやったらいいということではないのです。民主主義でやるという時には、時間とエネルギーがかかるのです。時間とエネルギーを確保するためには、絶えず早めにスイッチを押してスタンバイしていかなければいけないのです。ああでもない、こうでもない議論しているうちに時間切れになれば、それでも何かつくらなければならないとなったら、お粗末なものしかできないでしょう。だから、スピードが命と同時に、いいものをつくるには、そのことも含めてスピ

ーディに早く進めていってほしいというのが2つ目であります。

3つ目は、したがって、「限られた時間でいいものをつくれ、急げ」なんて無茶苦茶だという話になるかも知れないので、ここは我らの英知と言いますか、やり方の工夫をすることです。3つ目の話の中に3つ言います。「工夫」と「集中力」と「決断」です。

やり方の工夫というのはどういうことかと言うと、通常ゆっくり時間があれば、一つひとつの議案を丁寧に説明して読解するのに、1回会議を潰します。次に協議して、結論を出すのはまた次の会、1つを決めるのに最低3回開かないといけない。これは理想ですけれども、これをやっていると追いつかない。提案説明して協議まで行って、次の時に若干議論の延長をして決めるとか、提案をよく理解して、次の時には協議して、できるだけその時に決められるものは決めるとか、これはひとつの工夫なのです。3分の2に短縮されます。いくらなんでも、いきなり聞いていきなり決める、というのは乱暴すぎると思うのですが、そのあたりも事務局は事務局なりに提案されるだろうと思えますし、よく皆さん、私の話と絡めながらご判断いただきたいと思えます。ものによっては非常に時間のかかるものもある場合もあります。しかし、ある程度みんなが進められるものはきびきと、適切に、粛々と進めていくという場面も、相当要るのではないかと考えています。

あるいは、大きな調整項目が整ってからゆっくり新市建設計画の議論に入るというのが普通ですが、協議会が立ち上がって議論するのを追いかけるように、あるいはほとんど同時並行で新市建設計画の議論をするというやり方をとるべきだと思います。ここで半年・1年議論してから新市建設計画を議論して、ということでは、とても間に合わないと思います。ですから、そういうこともご理解された上でやるべきだと私は思っています。

2つ目に、したがって、集中力が大事になります。四六時中事務局でこれに関わる方は別にしまして、皆さんそれぞれのまちづくりの仕事があり、ご商売があり、暮らしがあるわけです。できるだけ合併が何らかの形でできるまで、四六時中・24時間合併の問題を考えてほしいのですけれども、不可能でしょう。だから、忙しい間を縫って、どこかで集中的に考えるとか、あるいはこの場で議論する時に集中するという、集中力が求められてきます。全体の仕事ぶりもそうですし、流れもそうですし、一つひとつの会議を限られた時間の中で精一杯議論して、そして精一杯注意を傾けて理解して、最後には判断、決断なのです。

恐らく個人としても、こんな大事な問題ですし、いろいろなことに関わることで、迷いますし、時間がほしいというのはやまやまですが、思い切ってイエスかノー、AかBかという選択を、大なり小なり迫られてきます。そこを各自もそれぞれ決断しなければならな

	<p>い。静々と、非常に静かな、重い決断ですけれども、やらなければならない。</p> <p>同時に、当然この協議会としても決定をしていくということです。理想は全員合意、しかし、いい意味での多数決という手法も必要だと思います。いろいろな議論をし、全員合意ということを目指しながら、そういう形で進むところはもちろんそれでいいのですけれども、どうしても議論が分かれて、しかし一定の結論を出さなければならないという事態が迫った時には、そういうこともやるべきだと思っています。</p> <p>直観力と言うと、すごく主観的で偏っているように見られますが、皆さんは長くいろいろな形の経験と知見を持っているわけです。例えば、合併について一通り勉強しようと思ったら、最低こういう分厚い本を全部読まなければいけないわけです。これは大変なことです。だから、その都度事務局に尋ねたり、あるいはアドバイスする方から説明していきますので、むしろ住民としての決断というのは、自分の直観力というものを信じてほしいと私は訴えています。それは決していい加減なことではなくて、何十年と生きてきた一人ひとりが決断者、意思決定者ですので、堂々と自分の信じることを決断していただけたらいい、そのことを含めての決断だと思っています。</p> <p>わずかな時間で、少し急いでお話したので、スピードというものをいい意味で大事にしてほしい、それから、その中で精一杯いいものをつくろうという思い、それから、やり方の工夫や集中力や決断というものをに入れていただいて、素晴らしい、歴史に残る協議会の経過が進みますことを願って、私のコメントにさせていただきます。</p>
<p>司会</p>	<p>ありがとうございます。織田先生には、合併協議に向けまして3つのポイントということで、貴重なお話をさせていただきました。</p> <p>続きまして、報告に移らせていただきます。報告につきましては、今日までの経過、協議会規約及び役員あるいは協定項目などにつきまして、当協議会の事務局の事務局長でございます中嶋から、一括してご報告させていただきます。</p>
<p>事務局長 (中嶋喜代志)</p>	<p>それでは、水色の表紙の冊子をご覧いただきたいと思います。</p> <p>この報告の中で、5点説明させていただきます。</p> <p>まず、今日までの協議会設立までの経過報告をご説明申し上げます。1ページをご覧いただきたいと思います。</p> <p>合併に向けた取り組み経過です。八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町及び湖東町は、今日までの合併への取り組み経緯を鑑み、合併の必要性を再認識する中で、「市町村の合併の特例に関する法律」の期限(平成17年3月31日)内での実現を目指すという考え方のもとに、まず、議会間を中心に合併の枠組みや取り組みについての協議が</p>

	<p>進められ、これを受けて行政と議会による合併に向けた検討の場が設けられました。</p> <p>この検討の場において、各市町とも、この1市4町が日常の行動をともにする生活圏域であり、同じ思いを保有しながら、無理のない自然な流れの中で形成された枠組みであるとともに、また、限られた期限内に実現可能な枠組みであるという共通認識を持つに至りました。</p> <p>これを受け、首長と議会代表による合併検討会を設置し、合併協議会の設置に向けた具体的な協議を進めてきました。また、事務レベルにおいても検討会を設け、各市町から職員派遣を行いながら、合併協議に向けた諸準備や、協議会設置に先立ち事前の事務事業調整などを進めてまいりました。</p> <p>こうした取り組みにより、5月に任意の合併検討協議会を立ち上げ、6月には各市町の議会の議決を得て、7月から法定の合併協議会を設置することを確認し、1市4町による任意の合併検討協議会の設置に至りました。</p> <p>2ページでございますが、現在までの会議の経過をあげております。</p> <p>まず、2月26日に、先ほど申し上げました議会を中心にいたしましてお集まりをいただきまして、議会代表懇談会を持っていただきました。この中で、合併の必要性、期限内での合併の実現、生活圏域による合併、こういうような共通認識であることをご確認いただきまして、蒲生町に対しての参加の意向打診を行うことも、ともに確認いただきました。</p> <p>その後、3月4日に同じ議会代表の懇談会をお持ちいただきまして、1市5町の枠組みで合併に向けた取り組みを進める、議会からこの時点で行政へ働きかけを行い、首長も交えた会議を開催する、という点について確認をいただきました。</p> <p>それに基づきまして、3月27日に、首長・議会代表懇談会を開催いただいております。その中で、5月に任意協議会を設置する、6月に法定協議会の設置の議決を行う、7月には法定協議会に移行する、この会議を「合併検討会」と改称いたしまして設置する、事務レベルにおいて協議会設置の準備や事務事業の実施を進める、4月1日付で職員派遣を行う、という点についてご確認をいただきました。</p> <p>4月1日に、その確認に基づきまして、事務局の職員を各市町から派遣いただいております。</p> <p>4月24日に、この確認に基づきまして、事前幹事会を開催しております。幹事会は、助役、収入役、合併担当の部課長で構成しております。この中で、本日開いていただいております第1回協議会の報告・協議・提案事項について協議を行っております。</p> <p>4月28日に、2回目の首長・議会代表合併検討会を開催いただきまして、この中で、蒲生町がまだ判断されておられなかったため、蒲</p>
--	---

生町の判断とその参加時期、それから1市4町による任意の協議会の設置、最大の枠組みは蒲生町を含めまして1市5町で行う、という点をご確認いただき、その後、本日の協議会の規約、組織の概要、今後の日程等を協議し、ご確認いただきました。

同日に、その決定されました協議会規約に基づきまして、事前の首長会議を持っていただきまして、本日前に並んでいただいております会長、副会長を選出いただきました。

5月1日に、首長・議会代表合併検討会をお持ちいただきまして、本日の第1回の合併協議会(任意)の開催について、協議会の内容、提出議案について協議、調整を行っていただきました。

以上が、今までの合併に向けた取り組み経過でございます。

3ページでございますが、2点目の4月28日に決定いただきました任意協議会の規約について、ご説明申し上げます。八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併検討協議会規約です。

第1条では、合併について1市4町が基本的事項について協議するために合併検討協議会を置く、という設置規定でございます。

この協議会の略称でございますが、「東近江1市4町合併協議会」と定めております。

協議事項といたしましては、合併に関する基本的事項及び必要な調査、合併に必要な将来構想の策定に関する事項、その他合併に関する事項を協議事項とすることと定めております。

事務所の位置は八日市市に置く、ということになっておりまして、八日市市役所の別館に事務所を置くことになります。

第4条の組織につきましては、会長・副会長・委員をもって組織していただきます。

第5条には、先ほど申し上げました会長の選任規定を規定しております。

第6条は、委員さま方の選出についての規定でございます。合計37名の委員で構成されております。この委員構成につきましては、先ほど織田教授のお話にもございましたように、あと2年という特例法期限までの合併を考えまして、協議回数をできるだけ多く設けるために、任意協議会と今後議決をいただく法定協議会を切れ目なく進めていくために、法定協議会と同じような委員構成とさせていただくということで規約をお決めいただいております。

7条は、監事を2名置く、委員さまの中から会長が選任していただくということで規定させていただいております。

8条につきましては会長・副会長の職務、9条・10条・11条につきましてはこの協議会の会議に関する規定、12条は小委員会の設置の規定、これは随時設置する小委員会の規定でございます。13条で幹事会の規定、14条で専門部会の規定、15条で附属機関の規定、小委員会から附属機関までの内容につきましては、後ほど詳しく規程

の中でご説明申し上げたいと思います。

16条で事務局の規定、17条から18条までは財務・会計の規定、その他必要な規定を設けまして、この規約につきましては、本日平成15年5月15日から施行するという形でお決めいただいております。

次に役員でございますが、6ページをご覧くださいと思います。司会の説明の中でも申し上げましたように、協議会規約を決定していただいた後、規約第5条の規定に基づきまして、1市4町の長が協議していただきまして、この名簿に記載のと通りの選任をしていただきました。会長は中村八日市市長、副会長には久田永源寺町長、前田五個荘町長、権並愛東町長、宮部湖東町長がご就任をいただいております。

次に、監事でございますが、規約の7条の規定に基づきまして、会長が選任させていただいております。杉山五個荘町議会議長と小嶋湖東町議会議長の2名でございます。

次に、幹事会の幹事長と副幹事長の名簿をあげておりますが、幹事会につきましては、先ほど申し上げましたように、各市町の助役、収入役、合併担当部課長で構成、事前の議案提出の審査をする会議でございます。規約の第13条の規定に基づいて設置されております。4月24日の事前幹事会で選任されました幹事長として池田永源寺町助役、副幹事長として奥愛東町助役の、2名のご就任をいただいております。

次に、7ページをご覧くださいと思います。協定項目、協議日程についてご説明申し上げます。5月1日の首長・議会代表合併検討会で確認いただいた内容でございます。協定項目につきましては、1番から18番までに個別の項目、19番に事務事業の取扱いということであげておりますが、この中を24に細分いたしております。それから最後20番目に新市建設計画、この20項目を合併協定項目といたしております。調整の概要につきましては右の欄にあげておりますので、後ほどご覧くださいと思います。

1・2・3番の合併の方式・合併の期日・新市の名称の選定方法につきましては、本日提案申し上げる予定でございます。

この合併協定項目の協議方針でございますが、9ページをご覧くださいと思います。合併協定項目の協議に際しましては、1市4町それぞれが保有する地域特性や今日まで築き上げられた歴史・文化などを相互に理解、尊重するとともに、新市としての視点にたつて、新市の均衡ある発展と住民福祉の向上に努めることを基本とし、次の点に留意しながら協議及び調整を行います。

4点あげておまして、1点目が一体性の確保、2点目が格差の解消、3点目が健全な財政運営、4点目が行政改革の推進、このような視点に立ちまして協議、調整を行っていただきたいと思います。

<p>司会</p>	<p>先ほど織田教授のお話の中にもございましたように、協定項目につきましては、今回提案させていただきまして、次回に協議・確認をいただくという2回方式でお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>10ページをご覧いただきたいと思っております。この合併検討協議会、それから議決をいただきました後の法定協議会も併せましての協議日程を、10・11ページにあげております。</p> <p>まず、本日開いております任意協議会の1回目、5月15日です。5月は2回、月末にも協議会を開かせていただきまして、6月に3回目の協議会、その6月に各市町議会で法定協議会の設置議決をいただきました後に、7月から法定協議会に移行させていただきたいと思っております。次のページをご覧いただきますと、16年3月までで実質的な協議会での協議を終えまして、4月には最終の協定内容のご確認をいただきまして、5月に協定書の調印をいただくという日程を進めてまいりたいと思っております。</p> <p>それから、6月に各市町の議会で合併の議決をいただきます。その後、合併の申請をいたしまして、予定では9月の県議会で議決いただき、その後国の告示を経て、平成17年3月、法期限までに合併をして新市を発足させたいという計画で進んでおります。</p> <p>来年6月の合併議決以降は、新市発足のための準備作業がございますので、このような期間も見ますと、ほぼ1年の間に、新市建設計画を協議しながら各項目についても協議を進めていくという、窮屈な日程でございますが、十分集中して取り組んでいただきまして、このような日程を進みますようにご協力をお願いしたいと思います。</p> <p>最後に、幹事会及び事務担当、それから事務局の名簿を12ページ～14ページに掲載しております。12ページは幹事会の名簿、13ページは各市町の合併担当者の名簿、14ページが事務局の名簿を付けておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。14ページの事務局次長の欄が空欄になっておりますが、任意協議会の設置をいたしまして、重点支援地域の指定について県へ申請した後に、県職員の派遣申請をし、派遣を受けたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> <p>ただいまの内容につきましては報告ということで、あえて質疑の時間は取らせていただきませんので、また何か不明な点等ございましたら、各市町の担当者なり事務局の方にご遠慮なくお尋ねいただきたいと思っております。</p> <p>それでは、これより議事に入らせていただきます。会議の議長につきましては、規約第10条第2項の規定によりまして、中村会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。</p>
-----------	--

<p>議長 (中村功一会長)</p>	<p>それでは、ただいまの報告にもありましたように、私が合併検討協議会の会長という大変なお役をお受けいたしました。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>生活圏域をともにします地域が、同じ思いで、将来のまちづくりを見据えながら、合併を必要とする判断の中でこの協議会を設置したところございまして、協議会では合併の実現に向けまして、合併に関しますさまざまな事項について具体的な協議をお願いするわけがあります。1市4町の合併の成功がこの協議会での協議にかかっているというわけがあります。</p> <p>合併後のまちづくりを考えます時には、お互いの地域の文化あるいは伝統、まちづくりなどの地域の個性を尊重いたしますとともに、新市として高まる可能性を考えること、あるいは新たな交流や連携を重視することなどが大変重要だと思っております。</p> <p>冒頭のごあいさつでも申し上げましたけれども、合併の協議に際しましては、やはり相手を思いやり、またお互いに譲り合うことを心掛けながら、さらには規模が大きくなることに伴い期待できることは何か、あるいは水準が高められるのは何かを常々考えながら、1市4町のこれからのまちづくりを協議できればと願っております。</p> <p>こうした思いを待ちながら会長としての重責を果たしたいと思っておりますので、委員各位におかれましても同様の思いをお持ちいただき、ともに、先ほどの織田教授のお話を常に意識していただきながら、円滑なご協議をいただきますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、会場設営の関係などから、気軽に発言していただく雰囲気とはとても言いづらい面もございますけれども、どうぞ積極的にご発言いただき、堅苦しい雰囲気を無くしていただきたいと思っております。忌憚のないご意見をお出しいただきますようお願い申し上げます。</p> <p>それでは、協議事項に入らせていただきます。</p> <p>まず、会議録署名委員を指名させていただきます。一方的な指名になりますが、松下委員及び市田委員を会議録署名委員に指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>協議事項であります。協議第1号 会議の運営規程から協議第5号 報酬及び費用弁償に関する規程まで、いずれも会議に諮って決めていく規程でございますので、一括これを議題にいたします。</p> <p>事務局から説明いたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>それでは、協議事項と書いてあります議案書をご覧くださいと思います。</p> <p>まず、「協議第1号 八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併検討協議会開議運営規程について」ご説明を申し上げます。1ページをご覧くださいと思います。</p>

	<p>この規程は、協議会の会議の運営に関する規程でございます。規約第10条第3項に基づきまして必要な事項を定めるものでございます。</p> <p>会議の基本的な方針といたしましては、原則公開でございます。ただ、委員さま方の半数以上の賛成がございます時には公開しないことができるものとする、という規定を付けておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>3条は、会長等の責務を規定しております。</p> <p>4条は、会議の規定でございます。先ほど議長から指名していただきましたように、会議録の署名委員には2名の方にあたっていただきます。</p> <p>発言は、先ほど司会が申しあげましたように、議長の許可を得て発言いただきたいと思います。</p> <p>5条は、会議の進行でございますが、できるだけ全会一致をもって進めるのを原則といたしますが、いろいろな議案がございますので、協議を十分していただきまして、最終的にどうしても多数決で議決をさせていただく場合には、出席委員の3分の2以上、これは各議会でも重要議案を議決する場合の数でございますが、3分の2以上の方の賛成で議事を進めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>6条に、傍聴の規定を定めております。</p> <p>7条は、会議の規律の規定を定めております。</p> <p>8条は会議録の規定で、会議録に載せさせていただく事項を規定させていただいております。この会議録も原則公開とされますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>この規程は、本日から施行するものでございます。</p> <p>次に、5ページをご覧いただきたいと思います。会議の運営の申し合わせ事項でございますが、今ほどの会議運営規程第10条の規定に基づきまして、会議の定例開催を原則で定めておきたいと思っております。開催日は、原則といたしまして毎月第4木曜日といたしたいと思います。会議の開始時刻は午後2時から、会議の開催場所は会長が定める場所でございますが、事前に各市町で調査をいただきまして、各市町順番に会議を持っていきたく思いますので、よろしく願い申し上げます。</p> <p>会議録の調製でございますが、全文記録を行います。会議録が確定した後、速やかに会議録を1市4町に送らせていただきます。</p> <p>傍聴者への資料は、出席者と同じ資料を配布しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>この規程の施行日も、本日でございます。</p> <p>次に、6ページの傍聴規程でございます。現在は傍聴は、先ほど申し上げましたように、この規程が定まるまで、事務局がつくっており</p>
--	---

	<p>まず内容で行っていただいておりますが、その内容と同じ内容を規程にしたものでございます。</p> <p>まず2条で、傍聴の定員でございますが、会場は順番に各市町を回りますので、会場の規模に応じて調整していきたいと考えております。できるだけその前の会議で定員数を連絡申し上げたいと思っております。</p> <p>傍聴席は、一般の傍聴席と報道関係者の傍聴席に分けさせていただきたいと思っております。</p> <p>傍聴の手続きを、3条に規定いたしております。</p> <p>傍聴証の返還の規定を4条、それから5条で、傍聴席に入ることができない方を7項目に渡りまして、こういう内容に該当する方につきましてはご遠慮いただくということにしたいと思っております。</p> <p>次のページの6条で、傍聴される方の守るべき事項を7項目に分けてあげておりますので、遵守いただきたいと思います。</p> <p>その他関係規定を整備いたしまして、この規程も本日から施行いたしたいと思います。</p> <p>次に、10ページをご覧くださいと思います。小委員会の規程でございます。この規程は、規約第12条第2項の規定に基づきまして、必要の都度随時設置する小委員会についての規定を定めております。この小委員会は、協議会から付託された事項について集中的に審議・調査いただく内容でございます。</p> <p>委員につきましては、設置の都度、会長がこの会議に諮りまして指名させていただきたいと思っております。</p> <p>4条、5条は、組織、委員長等の職務を規定いたしております。</p> <p>6条、7条で、会議の規定を定めております。</p> <p>8条で、小委員会でご審議いただきました経過・内容につきましては、この協議会に報告いただくという規定を定めております。</p> <p>その他関係規定を付けまして、この規程につきましても5月15日本日から施行いたしたいと思います。</p> <p>最後に12ページ、協議会委員の方々の報酬また費用弁償に関する規程でございます。これは規約第19条第2項に基づきまして定めるものでございます。この協議会の会長、副会長、委員及び監事の方々には、報酬は日額5,000円と定めさせていただいております。ただ、町長さま方、市長さん、公共団体の常勤の職員の方には、申し訳ございませんがこれは支給しないということにさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>2項は、学識経験者の方の報酬額は別に定めるという規定でございます。</p> <p>3条で費用弁償、これは旅費のことでございますが、委員さんが職務で出張していただく場合には、次のページに掲げております旅費を支給させていただきたいという規定でございます。</p>
--	---

議長	<p>4条は、この支給方法につきましては、八日市市の条例の規定を準用するという規定でございます。</p> <p>それから関係の規定を付けまして、この規程につきましても本日から施行させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>協議事項の1号から5号まで、ただいま事務局から説明を申し上げました。協議会の会議の持ち方等基本的なことでございますが、何かこれまでの説明でご意見がございましたら、発言してください。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>ご意見が特にないようでございます。それではこのように決定させていただきます。</p> <p>途中ですけれども、ここで少し休憩を取りたいと思っております。</p>
司会	<p>3時25分から再開をお願いしたいと思います。</p> <p>(休憩)</p>
議長	<p>会議を再開いたします。</p> <p>協議第6号は事業計画、協議第7号は予算であります。これを一括議題といたします。</p> <p>事務局から説明いたします。</p>
事務局長	<p>資料は2部、協議第6号・協議第7号と書いている資料をご覧くださいと思います。6号は事業計画、7号は予算でございます。</p> <p>まず6号からご説明いたします。平成15年度八日市・永源寺町・五箇荘町・愛東町・湖東町合併検討協議会事業計画について、別紙のとおり事業計画を定めておりますので、次のページをご覧くださいと思います。</p> <p>5点ございます。</p> <p>1番目は、会議の開催でございます。協定項目の調整を行いますのに会議を開催いたします。本日開いていただいておりますような合併協議会の開催、それから、それまでの各種の会議の開催を項目としております。</p> <p>2番目は、情報提供事業でございます。情報紙の発行を2ヶ月に1回行います。その中間に、地方紙の紙面買い取り、新聞折込を交えまして、増刊号という形でこの協議会の近況報告をさせていただきたいと思っております。</p> <p>それから、ホームページの開設を本日用いました。</p>

	<p>協議内容と結果などを、各市町で住民さま方にご説明するための住民説明会を開催いたします。この3点を情報提供事業ということであげております。</p> <p>3番目は、調査研究事業でございます。各種の研修会への参加や、先進地への視察をしていただきます研修を考えております。</p> <p>4番目は、合併協議の推進事業といたしまして、後ほどご説明申し上げます新市建設計画・新市まちづくり計画の策定、それから新市の名称募集をあげております。</p> <p>5番目は、事務事業の調整事業でございます。電算システムの統合に関すること、新市の条例・規則等の例規の整備、それから、その他の行政事務(約1,600項目)の調整、このような事務事業の調整を実施する、この5点が事業計画でございます。</p> <p>続きまして、協議第7号の予算についてご説明申し上げます。</p> <p>まず、歳入でございますが、この任意の合併検討協議会の予算といたしましては、一市町3,000,000円ずつ均等にご負担いただきまして、15,000,000円の歳入でもってあたりたいと思います。</p> <p>次のページの歳出でございますが、運営費の中の会議費といたしまして、協議会の経費1,856,000円、委員さま方の報酬、消耗品、委託料、会場の使用料等をあげております。その他の各種会議の費用といたしまして、70,000円をあげております。</p> <p>事務局の経費といたしまして、旅費、消耗品等の需用費、郵送料・電話代、事務所にコンピューターネットワークを引いておりますその委託料、コピー機の賃借料、備品購入経費等で2,820,000円を計上いたしております。</p> <p>次のページの事業費の中で事業推進は9,915,000円でございますが、その中で情報提供事業費といたしまして、協議会だより、その版下作成、ホームページの管理運営費等で2,530,000円、2番目に調査研究事業費といたしまして625,000円、これは分科会等の研修旅費、事務局職員の旅費、委員さん方に研修をいただく場合のバスの借上料等をあげております。</p> <p>3番目が合併協議推進事業費といたしまして446,000円でございますが、主なものといたしましては、新市まちづくり計画用アンケートの郵送料、その返信に係る郵送料、計画の策定業務の委託料、パンフレットの版下作成等で4,460,000円を計上いたしております。</p> <p>4番目に、事務事業調整費といたしまして、調整に係る消耗品、例規の策定の事業委託、電算システムの基本設計の委託料を含めまして、2,300,000円計上いたしております。</p> <p>予備費といたしまして、339,000円計上いたしまして、歳出合計15,000,000円の予算でございます。</p> <p>以上2点をご審議いただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
--	--

議長	<p>ただいま事務局から説明いたしました第6号議案及び第7号議案について、何かご意見・ご質問がございましたらお願いします。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>特にご意見はないようであります。したがって、第6号議案及び第7号議案につきまして、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>ありがとうございます。ご異議なしと認め、原案どおり可決決定いただきました。</p> <p>続きまして、協議第8号から協議第10号を議題といたします。この3つの議案につきましては、合併後の新市の姿、まちづくりのビジョンなどを住民の皆さんに明らかにしていくと同時に、新市まちづくりの指針とする計画の策定に関する議案でありますので、8号から10号まで一括して事務局から説明いたします。</p>
事務局長	<p>資料は3部に分かれております。</p> <p>まず、協議第8号 新市まちづくり計画の策定の方針について、ご説明申し上げます。</p> <p>新市まちづくり計画の策定方針。新市まちづくり計画(市町村の合併の特例に関する法律に基づき作成する「市町村建設計画」)は、合併市町の将来のまちづくりに関するビジョンを住民に提示するとともに、新市のマスタープランとしての役割を果たすものです。策定にあたっては、次のような方針で臨むものとします。6点の方針をあげております。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. この計画は、合併関係市町の速やかな一体化を促進し、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を目指して策定します。 2. この計画は、合併関係市町の総合発展計画の内容や精神を十分検討しつつ、新市の広い視野にたって策定します。 3. この計画は、ソフト、ハードの事業を盛り込みながら、将来を見据えた長期的視野にたって策定します。 4. この計画は、シンポジウムの開催、住民アンケートの実施などにより、住民意識の把握に努め、住民の意見が反映するよう策定します。 5. この計画における新市の財政計画については、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、健全な財政運営を行うよう策定します。 6. この計画のより詳細かつ具体的な内容については、合併後、新

	<p>市において策定する総合発展計画などに委ねます。</p> <p>この6点を基本方針として臨むことといたします。</p> <p>次に、計画の構成でございますが、新市まちづくりを進めていくための「基本方針」、基本方針を実現していくための「主要施策」、「公共的施設の整備統合」および「財政計画」を中心に構成いたします。</p> <p>計画の期間は、この計画における主要施策、公共的施設の整備統合および財政計画は、合併が行われた日の属する年度およびこれに続く10年度間にかかるものとしします。</p> <p>この計画の策定については、合併協議会規約第15条の規定に基づく附属機関として、後ほどご説明申し上げます「新市まちづくり計画策定委員会」を設置し、協議のうえ、協議結果を合併協議会に報告していただき、この協議会で決定いたします。</p> <p>以上が策定方針でございます。</p> <p>次のページに資料1として、新市まちづくり計画策定のおおまかな手順を時系列的にあげております。本日、先ほど申し上げました策定方針をご確認いただいた後、後ほどご説明申し上げますが、住民アンケートを実施し、住民の意向の把握等をいたしまして、同時に策定委員の募集をいたします。その募集をいたしまして、この協議会の委員さま方の中から2名と募集された委員さん方で「新市まちづくり計画策定委員会」をつくっていただきまして、各市町の事務事業の調整等を行ってまいりまして、将来構想部分を本年9月ぐらまでの期間におまとめいただきたく思います。そのような構想部分につきましても、報告ができるような状況になりましたら協議会に報告していただき、最終的には9月にご確認いただいて、それに基づいて新市まちづくり計画等をつくっていきます。</p> <p>その中で、構想がまとまった時点で、それを住民の方々にシンポジウム等を開催させていただいてご説明申し上げ、そこでまたご意見をいただいて、計画の中に反映してまいりたいと思います。</p> <p>それが十分詰まるまでに、県計画等がございますので、事前に県と協議させていただいて、その回答を得まして、最終的な計画をまとめていただきたく思います。そのまとめていただく時期が平成16年3月、第12回協議会でおまとめいただいて、ご確認をいただくという予定をいたしております。その内容を知事、総務大臣に送付いたしまして、協定書の締結に入りたいという手順を進めたいと考えております。</p> <p>次のページの資料2につきましては、新市建設計画の策定の基礎になります法律をあげております。</p> <p>資料3は先進地の事例をあげております。以上でございます。</p> <p>次に、協議第9号の新市まちづくり計画策定委員会規程をご説明申し上げます。</p> <p>この規程につきましては、規約第15条第2項の規定に基づきまし</p>
--	--

	<p>て、附属機関として設置いたすものでございます。</p> <p>所管する事項につきましては、この協議会から付託されます新市まちづくり計画策定のための調査及び審議でございます。</p> <p>委員の人数は、30名以内で構成したいと思っております。そのうち10名をこの協議会の委員さんの中から各市町2名ずつ選出いただきたいと思っております。それから、識見を有する方2名にお入りいただきます。公募による住民の方々は、18名お入りいただきます。そういう30名の策定委員会でまちづくり計画を審議していただきたいと思っております。</p> <p>4条、5条は役員、職務の規定、6条、7条に策定委員会の会議の規定、8条で会議の審議結果・経過を協議会に報告する規定を設けております。</p> <p>この規程は本日から施行したいと考えております。</p> <p>資料1として、策定委員の中の公募の委員さんを募集する募集要領、チラシ・パンフレットを付けております。18名募集したいと考えております。6月20日頃に期限を設けまして、その選考を、助役さん、企画担当の課長さん等で構成いたしまして審査いたしまして、委員の決定を月末までにしていきたいと考えております。</p> <p>次に、協議第10号のアンケートの実施について、ご説明申し上げます。まず、実施要領をご覧いただきたいと思っております。</p> <p>これは、新市まちづくり計画をつくるために、住民の皆さま方にご意見をいただくための基礎データとするために、ご意見を記入していただくアンケートを実施するものでございます。</p> <p>まず、調査の種類でございますが、住民意識調査と中学生意識調査の2本を行いたいと思っております。</p> <p>調査項目は、町の現状について、新市に活かすべきまちの資源、将来のまちのイメージ、重点的に取り組むべき施策等を調査してまいりたいと思っております。</p> <p>調査の時期は6月を考えております。</p> <p>まず、住民意識調査につきましては、15歳以上の方を各市町無作為に11,762名、これは統計手法で選ぶ人数でございますが、国勢調査の人口を割り振りまして、標本数を算出いたしております。この人数の方にアンケート調査をさせていただきたいと思っております。</p> <p>中学生の意識調査につきましては、中学3年生に在学されている生徒さん方のアンケートを実施いたします。これは、全員の方々に実施したいと考えております。</p> <p>次のページの資料1の中に、アンケートの調査事項、住民意識調査につきましては9項目、中学生意識調査につきましては8項目についてアンケートを実施いたします。</p> <p>アンケートの人数(標本)抽出方法につきましては、統計手法に基づきまして計算いたしておりますので、一般の住民意識調査につきまし</p>
--	--

	<p>ては、真ん中の欄に「計算上の必要標本数」と書いております数を取るために、予想回収率を40%と想定いたしまして、各市町2,000強の標本数、アンケートをさせていただく方を抽出いたします。その合計が11,762名でございます。</p> <p>この結果、アンケートの資料につきましては、結果の反映をする集計につきましては、全体集計につきましては、それぞれの市町のデータを人口比によりまして再計算して全体の集計とすることで、人口に比例した意見が反映する形としたいと思います。</p> <p>中学生につきましては、4月8日現在の生徒数でございますが、1市4町で852名の方にアンケートをさせていただきたいと思っております。</p> <p>資料2は、先進地事例を3地域あげておりますので、ご覧いただきたいと思っております。</p> <p>資料3につきましては、実際のアンケート用紙の内容をあげております。最初が一般用でございますが、6ページまで、先ほど申し上げました項目を文章化したものをアンケート調査票としてつくらせていただいて、これを抽出された方に送付してご回答いただくという方法で実施します。</p> <p>資料4では、中学生用のアンケート調査票、8項目を文章化したものでございます。これにつきましては、これ以外にこのアンケートの方針ほか資料等を添えまして、生徒さん方にわかるような形でアンケートを実施してまいりたいと考えております。</p> <p>以上、3点の新市のまちづくり計画に関する事項につきましての提案でございますので、協議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>どんなご意見でも結構です。ございましたらお願いします。</p> <p>事務局でも一生懸命、先進例でありますとかいろいろな事例を参考にしながら、事務局の中でお互いに協議を重ねて議案を提案させていただいております。</p> <p>特にご意見もないようでございますので、それでは第8号議案から第10号議案まで、3つの議案につきまして原案をお認めいただくことにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なしの声あり）</p>
議長	<p>ありがとうございます。異議なしというご発言をいただきまして、原案どおり可決決定いたしました。</p> <p>次の議題は報告事項でありますけれども、いずれも協議会規約に基づきまして会長が別に定める規程であります。報告第1号から報告第5号まで、一括して報告いたします。</p>
事務局長	<p>資料をご覧いただきたいと思っております。5件ございます。八日市市・</p>

永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併検討協議会幹事会規程以下4件がございます。

まず、1ページをご覧いただきたいと思います。先ほど役員のところでご説明申し上げましたように、幹事会の設置規程でございます。この規程につきましては、規約第13条第2項に基づいて会長が定めたものでございます。

管轄する所掌事項につきましては、この合併検討協議会に提案する事項に関して審議をいただきます。それから、後ほどご説明申し上げます事務事業の専門部会というものがございますが、その進行管理に関することを所掌いたします。また、協議会の運営全般について必要な事項でございます。

幹事につきましては、3ページに別表であげておりますが、助役、収入役、合併担当部課長15名で組織していただきます。

4条、5条につきましても、組織、幹事長・副幹事長の職務等の規定でございます。

6条、7条は、この幹事会の会議の規定でございます。

8条で、幹事会での協議経過及び結果につきましては、幹事長から会長に報告するという規定でございます。

その他諸般の規定を設けまして、この規程につきましても5月15日から施行するものでございます。

次に、4ページをご覧いただきたいと思います。専門部会でございます。規約第14条第2項の規定に基づいて設置するものでございます。この専門部会は、先ほどの幹事会の幹事長の指示を受けまして、規約第2条に掲げます事項につきまして専門的に協議・調整を行う組織でございます。

3条で、専門部会の組織をあげております。9つの専門部会を設けます。市町9名ずつですので、45名の方が専門部員として職に就いていただいております。その職名は、6ページにあげております職に就いておられる方が専門部員として事務事業の調整にあたっていただいております。

4条、5条につきまして、組織、役員について規定させていただいております。

6条につきまして、会議の規定をあげております。

7条で、この専門部会の下部組織といたしまして、分科会の規定を設けております。分科会は58設けることになっております。

8条でその報告でございます。専門部には部会長を置きますので、その部会長は幹事長にその調整内容を報告するようになっております。

その他諸規定を設けまして、この規程につきましても5月15日から施行いたします。

次に、7ページでございますが、事務局の規程でございます。規約

	<p>第16条第3項の規定に基づいて、事務局について必要な事項を定めているものでございます。</p> <p>所掌事項といたしましては、本日開いていただいているような協議会の会議に関する事、会議にかける資料の作成に関する事、その他庶務に関する事でございます。</p> <p>事務局には、総務班、計画班、調整班という3班体制で組織をっております。</p> <p>職員につきましては、局長、現在はおりませんが次長、主幹、その他必要な職員を置くということで、各市町から派遣いただいております。</p> <p>5条は職員の職務、6条で職務権限と事務に必要な事項をあげております。7条で専決の規定、8条で代決の規定、9条で文章の取扱い、10条で公印の取扱い、11条で職員の服務等関係規定を規定いたしまして、本日から施行するものでございます。</p> <p>次に、13ページは協議会の会計事務の規程でございます。これも規約第18条に基づきまして、財務・会計に関して定めるものでございまして、2条から4条までは、予算についての規定をあげております。5条から7条までは、協議会の予算の支出等の出納、現金の保管等の規定でございます。8条で決算等の規定、9条で収入・支出の手続きの規定を設けまして、この規程につきましても本日から施行するものでございます。</p> <p>最後に、16ページは、会議資料の閲覧要領を定めたものでございます。会議の資料には、この会議にかけます資料と会議録がございしますが、これは公開するという事で先ほどご説明申し上げましたが、資料の公開・閲覧ができる場所でございますが、1市4町の合併担当課、1市4町でそれぞれご指定をいただいた場所、それから本日立ち上げましたホームページでもご覧いただくことができます。そのような取扱い要領を定めまして、本日から施行するものでございます。</p> <p>以上5件が会長が定める規程等でございますので、どうぞよろしくお願いします。</p> <p>ただいま事務局から5件の報告事項をご説明申し上げました。この報告事項につきまして、何かご質問がありましたらお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p> <p>それでは、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議長	
議長	

議長	<p>ありがとうございます。あと残された議題等につきましては、次の第2回協議会でいろいろ協議いただきます事項、合併の方針・期日などではありますが、これは提案の説明をさせていただきたいと思いますが、ここで10分ほど休憩させていただきます。</p> <p>(休憩)</p>
議長	<p>再開いたします。</p> <p>続きまして、第2回協議会で協議いただきます事項につきまして、本日あらかじめ提案説明だけを行いたいと思います。協議第11号合併の方式につきまして、事務局から説明を申し上げます。</p>
事務局長	<p>それでは、「協議第11号 合併の方式について」ご説明申し上げます。まず、訂正をお願いします。会長の名前の上の協議会の名前でございますが、八日市のところに「市」を入れていただくのと、「合併協議会」を「合併検討協議会」に、「合併」の次に「検討」の2字を追加していただきたいと思います。重要な議案から訂正を申しあげまして、申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、ご説明申し上げます。合併の方式につきましては、新設合併の提案をさせていただきます。合併前の八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町、湖東町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする、という提案でございます。</p> <p>資料として、新設合併と編入合併の比較表をあげております。新設合併の方をご覧いただきたいのですが、まず定義は、二つ以上の市町村を廃して、その区域に新たに一つの市町村を置く、というのが新設合併でございます。</p> <p>その場合の市町村の法人格、これは地方自治法によって法人格が与えられているわけですが、合併関係市町村、これは合併前の市町村のことですが、この市町村の法人格はすべて同時に消滅し、新しい市町村に法人格が発生するということになります。</p> <p>次に、首長の身分ですが、特別職がすべてが該当いたしますが、法人格が消滅いたしますので、それに伴いまして身分を失うということになります。新市長につきましては、新しい市で合併の日から50日以内に選挙を実施いたしまして、新市長が選任されるということになります。</p> <p>議員の方々の身分は、原則法律上は首長と同じように身分を失うこととなりますが、この場合は新しい市で選挙がされる場合もございます。これは後ほどまた、協定項目でございますので、ご協議をいたたくわけですが、任期の特例が合併特例法で定められております。</p>

<p>議長</p>	<p>次に、一般職の職員の身分については、法人格が消滅しその身分を失うことになるのですが、合併特例法で規定がございまして、そのまま身分が引き継がれることになっております。</p> <p>首長・議会議員以外の特別職の方につきましては、首長と同じように法人格の消滅によりその身分を失うこととなりますが、教育委員会の委員・選挙管理委員会の委員・固定資産評価審査委員会の委員につきましては、特例法で、選任までの間の暫定期間の特例の手続きが別に定められております。これは、後日提案いたします特別職の中でご説明申し上げます。</p> <p>編入合併につきましては、新設合併と並べてあげておりますので、ご覧いただきたいと思っております。</p> <p>その右に、新設合併をされた市町村と編入合併をされた市町村の最近の先進事例をあげております。以上でございます。よろしく申し上げます。</p> <p>ただいまの説明につきまして、何かご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、「協議第12号 合併の期日について」ご説明申し上げます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>「協議第12号 合併の期日について」ご提案申し上げます。</p> <p>合併の期日は、特例法の期限が平成17年3月末でございますが、平成17年(2005年)2月11日を目標として提案させていただきたいと思っております。</p> <p>合併の期日を考えるにあたりましての留意事項といたしまして、1番目は、合併の特例の期限でございます。合併の期日を考えるにあたり、特例期限内に定めることが数多くの優遇措置や特例が認められ、より住民に対する利益が見込まれると思われる。よって、市町村の合併の特例に関する法律の期限である平成17年3月31日までに合併を行う。</p> <p>2番目に、合併の期日を協議するポイントですが、新市への事務引継ぎや公的行事、また一般事務の集中時期、住民の方々が異動されますので、住民票の異動や課税事務等の異動処理等から考えますと、9月から11月の間に合併するのが一番望ましいと思われれます。しかし、この期日まで今回の日程で考えていきますと、協議会での協議期間、合併までの事務手続き、新市への事務移行準備等を考えると、あまりに期間が短く、円滑な移行が困難になると予想されますので、この9月から11月というのは考えにくくなります。</p>

	<p>新市へのスムーズな事務移行を考えると、前後に休日、これは職員の異動やいろいろな物品等の移動等もございますので、休日を挟むほうが望ましいと考えます。</p> <p>以上2点、特例期限を見据えながら、また協議のポイントを考慮した場合に、平成17年2月11日、建国記念日になるのですけれども、このあと2日が土・日で休日になりますので、この日が妥当ではないかということで提案させていただくものでございます。</p> <p>ただ、総務大臣の発言にもございますように、今後、法改正によりまして特例の期限延長が生じた場合には、再考をお願いする場合がありますかと考えますので、どうぞよろしくお願いいいたします。</p> <p>右には、先進事例をあげております。</p> <p>資料2は、先ほど申し上げましたものを図表化、時系列にあげております。真ん中に特例法期限の3月31日を置きまして、議会の定例会、予算編成、課税事務等、住民異動の転入転出の集中時期等を考えますと、2月11日がこの中ではいくぶんましな日程ではないかということで提案させていただきましたので、次回にご協議をよろしくお願いいいたします。</p>
議長	<p>説明を申し上げました。何かご質問がございましたら、どうぞ。</p>
高村与吉委員 (八日市市)	<p>この留意事項ですけれども、一番最後に「法改正があった時は再考する必要がある」と書いてありますけれども、そのようなことを今から考えていたら合併できないのではないかと。法は改正されないという考え方で進まなかったら、法改正があったら日を延ばしてもいいのだというような考え方では、とてもではないがやれないと思う。初めから留意事項で出してくること自体が、私は疑問に思います。</p>
事務局長	<p>基本的には、高村委員からご発言のとおりでございますが、それで平成17年2月11日を現在の法期限で目標といたすわけでございますが、あとの事務の移行の準備等を考えますと、そういう法改正があった場合には再考いただいた方がいいのではないかとということで、留意事項にはあげさせていただきました。</p>
議長	<p>今ご意見がございまして、法改正を前提におくことは少しどうかと思うということでございまして、やはり当面、2月11日をしっかりと合併期限と目標に置いて、それに向けて全力で取り組んでいきたいと思っております。</p> <p>ほかにご意見はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>

議長	<p>それでは、議論は次をお願いいたします。 次に、「協議第13号 新市の名称について」説明いたします。</p>
事務局長	<p>「協議第13号 新市の名称について」、提案内容は3点ございます。新市の名称を決定する方針は、次のとおりとする。</p> <p>1点目が、既存の名称を使わず、新市にふさわしい新たな名称を検討する。2点目が、住民が参加できるように、名称の公募を行う。3点目が、協議会規約第12条に基づく小委員会を設置し、この名称公募の募集要項、選定方針等を定め、候補となる名称の選定等を行う。以上3点が方針の提案でございます。</p> <p>新市の名称につきましては、以前は、合併関係市町の名称の一部を単純に組み合わせた例が多かったわけですが、最近では、その地域の歴史や文化、地理的条件を考慮し、名称を選択することが多くなっております。</p> <p>合併後の住民の一体感を醸成しやすく、新市への愛着を持ってもらいやすくするため、住民からの公募を行っているところが多数となっております。</p> <p>また、既存の名称を使わないということにつきましては、その名称を使いますと合併協議が難航、協議会を解散している例が多ございますので、下に書いておりますような現在の市町名に「市」をつけたような形の名称は使用しないという提案でございます。</p> <p>先進事例といたしまして4件あげております。あきる野市につきましては、その地域の呼び名“あきる野台”から取られたようにお聞きしております。</p> <p>滋賀県では、高島地域と彦根地域の合併協議会先進事例をあげております。それぞれやり方が違うわけですが、現在の提案は、高島地域合併協議会のやり方と同じような形の提案でございます。</p> <p>資料2につきましては、現在の1市4町の名称の由来等をあげておりますので、ご覧いただきたいと思います。</p> <p>一番最後に、小委員会の設置要領(案)を付けております。これは、先ほど小委員会規程でご説明申し上げましたが、この名称選定につきましては、募集要領、選定方針等を、このご選出いただきました小委員会でご決定いただいて、それから募集をかけまして、名称の候補を絞っていただいて、この協議会でご決定いただくということにしたいと思っておりますので、10名以内の委員さんをご選出いただく小委員会の設置要領も同時に提案させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>説明内容につきまして、おわかりいただいたでしょうか。</p> <p>それでは、以上3件につきましては、第2回協議会でご審議をいただくことになろうかと思っております。</p>

<p>司会</p>	<p>以上をもちまして、本日の協議事項あるいは報告事項のご承認をすべていただきました。長時間大変ありがとうございました。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、事務局から次回の開催についてご連絡申し上げたいと存じます。第2回協議会につきましては、5月29日木曜日、時間は本日と同じく午後2時から、会場は永源寺町のふるさと文化体験学習館となっております。</p> <p>主な内容につきましては、先ほど提案させていただきました合併の方式、合併の期日、新市の名称について協議をお願いする予定をいたしております。また、第3回目にご協議をお願いいたします提案事項といたしまして、事務所の位置、特別職ならびに一般職の身分の取扱いについて提案させていただく予定をいたしております。</p> <p>なお、次回の傍聴人数につきましては60名を予定いたしておりますので、よろしく願い申し上げます。</p> <p>それから、事務局からの連絡事項になりますが、本日お配りいたしました資料等につきましては、次回の協議会におきましてもご持参いただきますよう、よろしく願いいたします。たくさんの資料がございますので、ファイル等を準備しております。穴も開けておりますので、それをもって保管していただきたいと思います。</p> <p>それでは、最後に会長が閉会のごあいさつを申し上げます。</p>
<p>会長 (中村功一 八日市市長)</p>	<p>本日は大変長時間にわたり、誠にありがとうございました。第1回ということでございまして、これから本格的な協議をいただくわけがありますが、協議の内容が、何度か説明いたしておりますとおり大変多くございます。積極的な皆さんのお取り組みによって協議をいただきたいと思っております。</p> <p>もう2年を切っております。そして、皆さまに具体的な協議をしていただく期間は1年余りということになりますが、急がなくてはならない事項も大変多くございます。第2回目の協議以降、いろいろご苦勞をおかけいたしますけれども、この地域の合併が本当に円滑に、そして実のある協議がされますように心からお願い申し上げます。閉会のごあいさつといたします。本日はありがとうございました。</p>
<p>司会</p>	<p>それでは、これもちまして第1回目の合併検討協議会を閉会させていただきます。</p> <p>なお、お帰りの際には出口で名札をご返還いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>どうもご苦勞さまでございました。</p> <p style="text-align: center;">(閉会)</p>